

国際関連情報 Report from IASB

# IAS 第19号「従業員給付」をめぐる動向

みうら あけみ  
IASB 客員研究員 三浦 朱美

前号で少し触れさせていただいたとおり、5月及び7月のIFRS解釈指針委員会（以下「解釈委員会」という。）においては、IAS第19号「従業員給付」に関わる以下の3つの論点を担当したため動向を紹介したい（1つ目の論点は、当方が解釈委員会業務とあわせて担当している退職後給付にかかるリサーチプロジェクトの今後の展開にも関わってくる点である。）。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。解釈委員会関連の公開議論については、すべて以下のページで公開しているため、詳細に興味のある方はご参照いただきたい。

<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IFRIC-Projects/Pages/IFRIC-activities.aspx>

## 1. 拠出又は名目拠出に対するリターンが約定された従業員給付制度（拠出ベース約定）

紙面の都合により今回詳述は控えるが、確定拠出制度と確定給付制度の中間的特性を持つハイブリッド型の制度（日本でお馴染みのキャッシュバランスプランも含み得る。）に関する測定という伝統的な論点についてである。こうしたハイブリッド型の制度では、投資リスク等の年金リスクの一部が従業員側に帰属し得るが、拠出に対する最低リターン保証等を通じ、企業

にもリスクが残っている。企業にリスクが残っていることから、IAS第19号上は確定拠出制度には分類されず、定義上は確定給付制度となる。しかし、IAS第19号における測定原則は、リスクの太宗が企業に帰属するような伝統的な確定給付制度を前提としていることもあり、ハイブリッド型の制度にIAS第19号における測定原則をあてはめていくと、直感に反する測定結果になってしまうことがあるという論点である（たとえば実質的に確定拠出制度に近い制度でも、多額の負債を財政状態計算書上に計上する結果となり得る等。）。

2011年のIAS第19号改訂では改訂対象外として対応しなかったという背景から、解釈委員会に明確化要望が寄せられていた。その後、解釈委員会において議論を継続していたが、典型的に問題のある制度と類似した制度が改訂による例外措置のスコープから漏れたり、逆に問題の大きくない制度がスコープに入ったりすること等から適切なスコープについてのコンセンサスは得られなかった。よって、解釈委員会での検討対象とせず、国際会計基準審議会（IASB）でのより広範囲なリサーチにて検討することが望ましいという委員会としての見解が5月に最終決定された（一部欧州の団体からは本件の早期解決を望むようなコメントもあったが、5月の解釈委員会においては、あらためて、本件は

短期の解決は困難であるという声もあった。)

本テーマは IFRIC による 2004 年の D9 提案や、2008 年の IASB によるディスカッションペーパー (IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂に関する予備的見解) における提案など、10 年間以上にわたり、IASB と解釈委員会のどちらもが検討・提案は行いながらも解決できずにきた非常に困難な問題である。「現状の IAS 第 19 号の測定原則の例外の範囲を設定するようなブライトライン・アプローチは困難」というのが解釈委員会での議論から示唆された点であるが、一方で、コストや運用可能性の観点から問題になり得る大規模な測定改善もすぐに受容されにくいことは過去の検討やコメントの歴史から見えている。

本論点は、伝統的にはドイツやスイス、オランダ等で強く問題視されてきた。米国や日本も含めた法域でも、伝統的な確定給付制度が企業の負担となる一方、単純な確定拠出制度への移行は規制・従業員確保の観点から困難なケースが多いことから、伝統的確定給付制度に対するハイブリッド型の制度の比率は増加していく可能性も高い (実際に米国でもキャッシュバランスプランの論点はリサーチアジェンダ項目として、議論対象となっていた。)。日本で見られる国債連動型のキャッシュバランスプランであれば、今の IAS 第 19 号でもそこまで大きな違和感のある測定とならないと思われるが、株式インデックス等に連動するキャッシュバランスプランを採用する企業が出てくれば、現行の IAS 第 19 号ではかなり違和感のある測定となり得る。伝統的な確定給付制度の比率が下がり、ハイブリッド型の制度の比率が増加していけば、将来的にはいつかの時点で本質的な見直し提案も妥当と考えられるように思う。

いずれにせよ、2011 年改訂からそれほど時間がたっていないこともあり、性急に改訂を提案するよりも、まずは理論的・概念的な整理

と、年金制度のトレンドについて実態把握をしていきたいと思う。リサーチの計画、スコープやアプローチについて担当として検討・提案していく予定であり、今後、機会があれば、本誌でも状況をアップデートしていきたい。

## 2. 「IAS 第 19 号—制度改訂・縮小等における再測定」

縮小や制度改訂 (以下「縮小等」という。) が期中に発生した場合、過去勤務費用の測定のために制度改訂前後の確定給付負債 (資産) の純額の再測定を実施することが IAS 第 19 号第 99 項で示唆されている。この際、再測定項目と過去勤務費用を峻別する観点から基礎率 (仮定) 等を更新することも第 99 項が説明している。

縮小等発生から期末までの期間について、①再測定による確定給付負債 (資産) の純額の期中変動 (期末であればその他包括利益 (OCI) にて認識されるであろう部分) を純利息計算において反映すべきか、②勤務費用・純利息の計算にも仮定 (基礎率) を更新すべきかという論点についての明確化要望が解釈委員会に寄せられたため、5 月及び 7 月の解釈委員会にて議論した。

本論点は、過去勤務費用そのものの計算や、期末の財政状態計算書に使用すべき基礎率・数値についての論点ではなく、影響もしない。あくまで、縮小等の発生から期末までの勤務費用・純利息の計算方法に関する論点である (この計算方法の相違による勤務費用・純利息の金額差異は、そのまま再測定項目の一部として間接的に当期 OCI には影響する。)

質問に対する「基準の解釈」という意味では IAS 第 19 号第 123 項や BC64 項を見れば明確であり、「年度中に更新した仮定等は、年度中は勤務費用・純利息には反映せず、期首の仮定

等をそのまま使う」ということであった（BC64項にて2011年改訂当時の議論が書かれている。）。アウトリーチ結果によれば2011年改訂前の会計処理の多様性は大きい一方、改訂後の多様性については解釈というよりも結論に対する違和感から来るものと思われた。大規模な縮小等が期中に起きた場合の違和感は理解できるため、改訂を検討すべきではなかったものの、2011年改訂からまもないこともあり、基準は十分なガイダンスを提供しているとして、5月ペーパーではいったんリジェクション提案としていた（Post-implementation Review (PIR)以降等に検討すべきではないかというコメントはスタッフとして述べた。）。

5月の解釈委員会では委員の多くがBC64項への強い違和感に同意し、（PIR等ではなく）委員会における改訂検討が支持された（あわせて、縮小等の重要な事象が発生した場合のみならず重要な市場変動による再測定をする場合も対象にする案が過半数に支持された。）。当時のIASB議論とは異なる改訂提案となり得るが、ボードメンバーに個別に非公式で話したところ、かなりのボードメンバーからは委員会議論への理解が示された。

7月ペーパーでは、5月の解釈委員会の意見を踏まえながら、コスト・ベネフィットやIAS第34号「期中財務報告」との整合性も含めて分析の上、年次改善案を提案した。委員からは実務的懸念やワーディング等へのコメントはあったものの、予想される費用は予想される便益を下回るとは思われ、提案は支持された。

本提案は、企業に追加で詳細なバリエーションやそのための情報入手・更新等を要求するような趣旨ではないし、ましてや四半期再測定を要求するような提案では全くない。もとよりIAS第19号は年度中における継続再評価を求めるような基準ではない。ただ、現行基準のガイダンスにしたがって、制度の重要な変動（以

下「トリガーイベント」と本稿では呼ぶこととする。）によって仮定や債務・制度資産の金額が既に期中に更新されているのであれば、より新しい仮定や金額を反映してその後の勤務費用や純利息を計算してしまう方が、理解しやすく有意義な情報が投資家に提供できるはず、という素直な趣旨である。また、2011年改定後のIAS第19号第123項やBC64項では、たとえ期中の清算や縮小で債務がゼロになったり激減したりしても仮定の更新ができないし、期中の拠出や支払がない限りは純利息計算には一切影響できないようにも読み得るといった問題もあった。アウトリーチ結果においては、2011年改訂前は実務的にかんがいのばらつきが見られ、改訂後もばらつきが続く可能性があることが示唆されているため、比較可能性の観点からも基準の改訂が望ましいと考えた。

今回提案では、トリガーイベントが期中発生して債務の再計算を行う際、その後の勤務費用も一緒に再計算してもらうことになり得るが、複数の専門家と話したところ、それ自体では多額にコストが増加はしないとのことである。純利息の計算も既知の再計算数値や仮定をもとに「割引率と確定給付負債（資産）の純額のかげ算」のプロセスが期中に増える程度であろう。ただし、製造業等で原価計算に影響してくる場合等は、今回提案が間接的に負担となるかもしれないと思う。

（今回提案に関わらず）IAS第19号第60項に基づく近似法等やIAS第8号第8項等に基づく重要性判断は、合理的である限り否定されないままではある。また、そもそも（今回提案に関わらず）四半期再測定は（トリガーイベントが期中にない場合は）要求はされていない（IAS第19号BC59項）。ただ、一部では、実際には合理的な計算や重要性判断であっても、監査人との議論が負担となるケースや、重要な市場変動の有無等の判断をしてから再測定を行

うことが決算プロセス上、困難なケースもあるため、判断を回避して四半期再測定をするケース等もあるように聞く（IAS 第19号第58項に基づいて四半期の頻度で再測定を行う方針で当該制度を再計算していると捉えれば会計上は問題のある処理ではないようにも思えるが、そもそも今の規定が、本来の趣旨以上に負担となっている可能性も感じる。）。今後、提案が改訂につながる場合、監査人も含めて基準の趣旨を踏まえていただき、個別のケースで合理的な判断をしていただければとは思っているが、これは本論点やIAS 第19号に限った話ではないこともあり、難しい問題だとも思う。

現在はボードへの具体的な改訂提案に向けて、準備中である。

### 3. IFRIC 第14号—独立した受託者によって運営される確定給付制度からの返還の権利

英国の一部の年金制度では、信託契約上の受託者が、（企業の同意なしに一方的権限で）制度を閉鎖したり加入者への給付を増額したりできる場合がある。この場合、IFRIC 第14号における「返還の権利」に関連した論点を5月及び7月の解釈委員会にて議論した。

調査の結果、日本での実務的影響はないと考えている。ただ、潜在的には、IAS 第19号の本質的な認識・測定の原則や概念フレームワーク等がからんでくる興味深い論点ではある。

5月の解釈委員会ではスタッフ分析自体は過半数に支持された。しかし、一部ボードメンバー等から非公式に懸念が示されたことや結果の予測が困難であること等も踏まえた再議論の結果、7月の解釈委員会では、特定の場合に認識の制限をする方向での意見が多数派に転じた。継続して分析・議論中であり、今後、機会があれば本誌でも紹介したい。